

授業科目名	【G】 憲法(統治)Ⅱ 【H】 憲法(統治)Ⅱ 【I】 憲法(統治)Ⅱ	区分 選択	開講年次	【G】2 【H】2 【I】2	単位数	【G】2 【H】2 【I】2		
科目区分	専門科目							
授業形態	対面開講							
担当形態	単独							
施行規則に定める科目区分又は事項等								
サブタイトル	内閣(行政権)、裁判所(司法権)、憲法改正、財政、地方自治			担当者	大塚 翔吾			
授業概要	【概要】	本講義では、内閣、裁判所、憲法改正、財政、地方自治に関する基礎概念、基礎理論、重要な論点について学びます。講義全体を通じて「考える力」及び「法的思考力」の養成にも務めます。 【実務経験を活かした授業】 上記いずれの事項も実務家法曹である弁護士としての視点を交えながら講義することを考えております。						
	【到達目標】	受講者全員が内閣、裁判所、憲法改正、財政、地方自治に関する基礎概念、基礎理論を修得することを目標とします。その上で、上記習得した基礎概念、基礎理論を書面等に表現する能力の習得も目標とします。						
履修条件	本講義は、すべての受講生が憲法概論の単位を修得済みであること、並びに憲法(統治)Ⅰを履修済みであることを前提に進めます。							
アクティブラーニングの方法	【－】	事前学習型	【－】	反転授業	【－】	調査学習	【－】	フィールドワーク
	【－】	双方向アンケート	【－】	グループワーク	【○】	対話・議論型授業	【－】	ロールプレイ
	【－】	プレゼンテーション	【－】	模擬授業	【－】	PBL	【－】	その他
ディプロマ・ポリシーとの関連性	DP(ディプロマ・ポリシー)①	◎ (よく当てはまる)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)②	－ (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)③	－ (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)④	－ (当てはまらない)						
他科目との関連性	本講義は、憲法概論で学んだ統治機構等に関する事項について復習するとともに、さらに掘り下げて学びます。また、本講義では、憲法(統治)Ⅰの前半で学ぶ権力分立等の統治機構の基本原則を必要に応じて取り上げます。さらに、憲法(統治)Ⅰで説明する国会の地位、国会の権能は、本講義で解説する議院内閣制等を理解するために必要な知識です。							
教科書	①芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法(第八版)』(岩波書店 2023年。以下、「芦部憲法」といいます。) ②六法(出版社は問いません。) ※毎講義時にレジュメを配布します。							
参考書	①青井未帆・山本龍彦著『憲法Ⅱ 総論・統治 有斐閣ストウディア』(有斐閣 2022年) ②安西文雄・巻美矢紀・穴戸常寿著『憲法学読本 第4版』(有斐閣 2024年) ③日笠完治著『憲法がわかった 改訂第2版』(法学書院 2015年) ※いずれも購入は任意ですが、芦部憲法の理解を深め、補充するために主に上記①を適時参照することをお勧めします。							
評価方法	以下の①及び②の内容に基づき評価します。 ①2回目以降の授業中に適時行う講義内容の理解度を問う問題に対する解答(50%)。 ②2回のレポート課題に対する解答(50%)。							
フィードバック方法	毎回授業後に時間の許す限り、質問を受け付けます。疑問に思ったことは何でも質問してください。受講生の積極的な質問を期待しています。							
評価基準	・講義内容の理解度を問う問題の解答、2回行うレポート課題の解答内容から、本講義の内容を十分に理解しており、その理解内容をレポート等の書面に示すことができているといえる受講生は、「S」あるいは「A」と評価します。 ・理解度を問う問題の解答及びレポート課題の解答内容からは、理解が十分とはいえず、また、その理解内容を書面に示すこともできていない受講生は、その程度に応じて、「B」あるいは「C」と評価します。 ・理解度を問う問題の解答及びレポート課題の解答内容からは、理解がほとんどできておらず、その理解内容を書面に示すことがほとんどできていない受講生は、その程度に応じて、「D」あるいは「E」と評価します。 正当な理由なくレポート課題を提出しなかったり、理解度を問う問題やレポート課題の解答を他の受講生に行わせたり、AIを用いて解答を作成したり、出席登録をして退席するなどの不正出席等の不正があった受講生は、「F」と評価します。							

授業 科目名	【G】	憲法(統治)Ⅱ	区	開講年次	【G】2	単位数	【G】2
	【H】	憲法(統治)Ⅱ	選		【H】2		【H】2
	【I】	憲法(統治)Ⅱ	択		【I】2		【I】2
授業回数	授業内容						
1	ガイダンス、憲法統治の論述の仕方、憲法(統治)Ⅰの復習 予習: 芦部憲法311頁～346頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
2	行政権と内閣(行政権の概念、独立行政委員会) 予習: 芦部憲法347頁～350頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
3	内閣の組織と権能 予習: 芦部憲法350頁～355頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
4	議院内閣制 予習: 芦部憲法355頁～360頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
5	司法権の意味と範囲1(司法権の概念・範囲、法律上の争訟) 予習: 芦部憲法361頁～372頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
6	司法権の意味と範囲2(法律上の争訟、司法権の限界) 予習: 芦部憲法361頁～372頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
7	裁判所の組織と権能1(裁判所の組織、特別裁判所の禁止、下級裁判所の裁判官、弾劾裁判) 予習: 芦部憲法372頁～383頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
8	裁判所の組織と権能2(最高裁判所の構成と権限、国民審査、最高裁判所規則制定権、裁判の公開、陪審制・裁判員制度) 予習: 芦部憲法372頁～383頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
9	司法権の独立 予習: 芦部憲法383頁～385頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
10	憲法の保障の諸類型(抵抗権、国家緊急権)、違憲審査制1(違憲審査権の根拠・性格) 予習: 芦部憲法400頁～418頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
11	違憲審査制2(付随的違憲審査制の特質、違憲審査の主体と対象) 予習: 芦部憲法403頁～418頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
12	違憲審査制3(違憲判断の方法と判決) 予習: 芦部憲法403頁～418頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
13	憲法改正の手續と限界 予習: 芦部憲法418頁～426頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
14	財政 予習: 芦部憲法386頁～392頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
15	地方自治 予習: 芦部憲法392頁～399頁の通読と語句条文の確認(60分) 復習: 上記【その他】欄参照(120分)						
その他	授業の復習方法としては、芦部憲法、レジュメ等を参考にしながら、その日の授業内容を自分で再現してみてください。その上で、自己の知識として定着していないことや、わからなかったこと、疑問点等を教科書等で調べてみてください。また、予習でも復習でもどちらでも良いので芦部憲法の該当頁をぜひ一読下さい。授業の理解が深まると思います。						